

職員のコンプライアンスの徹底について

職員のコンプライアンス徹底のための方策について、岡山県コンプライアンス委員会において審議が重ねられ、今般、知事に対して提言が行われた。この提言に基づいて、職員に対する提言等への対応及び職員が再就職する場合の取扱いについて、要綱を定めたので概要を報告する。

1 コンプライアンス委員会からの提言の概要

(1) 提言の視点

公共調達に関する分野のみならず、県行政全般にわたる公正性、透明性を確保する。

(2) 職員に対する提言等への対応について

県職員に対し提言等がなされた場合の事務処理手続きを定める。

① 行為主体

一定の公職にある者、岡山県退職者等。

こうした者からの提言等は、県民の声を代表するものであったり、専門知識に裏打ちされたものであることが多く、適切かつ慎重な対応が必要である。

② 提言等の範囲

提言、要望、意見その他これらに類する行為を対象とする。

③ 提言等への対応

提言等があった場合には、その内容を書面に記録し、公文書として管理、保存し、開示請求の対象とすることで透明性を確保する。

(3) 職員が再就職する場合の取扱いについて

現行法の下では、職員の再就職を制限することは困難であることから、再就職についての透明性を確保するための仕組みをルール化する。

① 再就職の届出と公表

一定の職（課長級）以上で退職した者について、再就職する場合には、再就職先・役職等を届出させるとともに、公表する。

② 一定範囲での営業活動の制限

一定の職（課長級）以上で退職した者について、退職前5年間の職務と関連ある企業等に再就職した者は、退職後2年間、県に対する営業活動を行わないとする誓約書を提出させる。

2 職員に対する提言等への対応に関する取扱要綱 別紙1

3 職員の再就職に関する取扱要綱 別紙2

(参考)

コンプライアンス委員会

・委員 会長 吉野 夏己 岡山大学大学院法務研究科准教授
委員 奥田 哲也 弁護士
委員 清野 幸代 弁護士

・開催状況等 第1回委員会 平成19年3月28日(水)
第5回委員会 平成19年5月28日(月)
知事への提言 平成19年5月29日(火)

職員に対する提言等への対応に関する取扱要綱

1 趣旨

県行政の執行に当たっては、公正性及び透明性を確保することが求められており、より公正な県行政の執行を推進するため、知事部局の職員（以下「職員」という。）が、その職務に関して、一定の公職にある者等から提言等を受けた場合の対応等について必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 一定の公職にある者等とは、次に掲げる者をいう。

- ア 国會議員
- イ 地方公共団体の議会の議員
- ウ 地方公共団体の長、副知事及び副市町村長
- エ ア～ウの元職、秘書、親族、代理人及びア～ウを支援する政治団体の役員等
- オ 業界団体等各種団体の役員等
- カ 岡山県職員であった者

(2) 提言等とは、一定の公職にある者等からの口頭、電話等による、職務に関してなされた提言、要望、意見その他これらに類する行為をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 公式又は公開の場で行われたもの
- イ 照会又は資料請求

3 提言等への対応

(1) 職員は、一定の公職にある者等と面談する場合には、原則として複数の職員で応対するものとする。

(2) 職員は、提言等を受けた場合には、4の手続を行うものとする。

4 記録、報告等

- (1) 職員は、提言等を受けたときは、速やかに対応記録表（別紙様式）を作成し、所属長に報告するものとする。
- (2) 所属長は、職員から（1）による報告を受けたときは、速やかに部局長に報告するものとし、提言等の内容が他の部局に関連があるときは、必要に応じて、当該対応記録表の写しを関係課等に送付するものとする。
- (3) (2)により、対応記録表の写しの送付を受けた課等は、所属長及び部局長に報告するものとする。

5 記録の保存及び公開

- (1) 所属長は、4(1)により作成した対応記録表を岡山県庁文書規程（昭和38年岡山県訓令第18号）に基づき適正に管理し、保存するものとする。
- (2) (1)の対応記録表は、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）第2条第2項の公文書として開示請求の対象とする。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(別紙様式)

対応記録表

相手方	住所			
	氏名			
	役職名等			
対応日時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分			
提言等の方法及び場所	方法 ① 口頭 ② 電話 ③ その他() 場所()			
応対者	所属	職名	氏名	
提言等の内容				
対応状況				

職員の再就職に関する取扱要綱

1 趣旨

県行政の執行に当たっては、公正性及び透明性を確保することが求められており、知事部局の職員（以下「職員」という。）の再就職についても、透明性を高め、より公正な県行政の執行を推進するため、職員が退職した後に、企業、団体等に再就職する場合の取扱いを定めるものとする。

2 再就職に係る届出

退職時に課長級以上の職にある職員が、退職後2年を経過する日までの間に、企業、団体等に再就職する場合には、再就職する企業、団体等の名称等を記した再就職に係る届出及び誓約書（別紙様式）を提出するものとする。

3 営業活動等の制限

（1）退職時に課長級以上の職にある職員

ア 退職時に課長級以上の職にある職員が、退職前5年間に担当した職務と関連がある企業、団体等に再就職する場合には、退職後2年間、県への営業活動等に従事しないことを誓約するものとする。

営業活動等とは、情報の収集、入札への参加、契約の交渉など再就職先の企業、団体等の営業を目的として、又は再就職先の企業、団体等に有利な取扱いを求める目的として、職員に働きかけを行う行為をいうものとする（以下同じ。）。

イ アの場合において、各部局長は、再就職した職員が営業活動等に従事しないよう当該再就職先の企業、団体等に対して協力を要請するものとする。

（2）退職時に副参事級以下の職にある職員

退職時に副参事級以下の職にある職員が、退職前5年間に担当した職務と関連がある企業、団体等に再就職する場合には、各部局長は、退職する職員に対して、退職後2年間は県への営業活動等に従事しないよう要請するとともに、再就職先の企業、団体等に対して、当該職員を営業活動等に従事させないよう協力を要請するものとする。

4 再就職状況の公表

2により再就職に係る届出を行った職員については、職員の氏名、退職時の役職名、及び退職（予定）年月日、再就職先の企業、団体等の名称、再就職先における役職名並びに再就職（予定）年月日を公表するものとする。

5 適用除外

この要綱は、職員が、退職手当の支給を受けることなく退職して引き続き国、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員となる場合、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定に基づき退職して団体等へ派遣される場合及び50歳未満の職員が退職する場合には、適用しない。

附 則

- この要綱は、平成19年7月1日から施行し、平成19年度末に退職する職員から適用する。
- 民間企業へ再就職した職員の営業活動等に従事する取扱要綱は、廃止する。

再就職に係る届出及び誓約書

平成 年 月 日

岡山県知事 石井 正弘 殿

所 属
職・氏名

(印)

私は、岡山県を退職して、次のとおり再就職する予定ですので、職員の再就職に関する取扱要綱の規定に基づき届け出ます。

また、退職後2年を経過する日までの間は、同要綱に規定する岡山県に対する営業活動等に従事しないことを誓います。

所 属	
職 名	
氏 名	
退職（予定）年月日	
再就職先の企業、団体等 の名称、住所及び役職名	
再就職（予定）年月日	
利 害 関 係 の 状 況	(注) 退職前5年間において、再就職を予定している企業、団体等と、どの所属に在籍していたとき、どのような利害関係にあったのかを記入してください。

提 言

平成19年5月

岡山県コンプライアンス委員会

提 言

平成19年5月29日

岡山県知事 石井 正弘 様

岡山県コンプライアンス委員会
会長 吉野 夏己

本委員会は、入札制度等の改革に関する方策について意見を求められたところであるが、コンプライアンスの徹底は、もとより入札制度に限定したものではないことから、県行政全般にわたって、公正性、透明性を確保するという観点から検討を進めてきた。

このたび、職員に対する提言等への対応及び職員の再就職について、委員会としての考えを取りまとめたので、次のとおり提言する。

1 職員に対する提言等への対応について

本委員会は、官製談合防止のために、職員のコンプライアンス徹底の方策を審議するという使命から、まず、職員に対して「働きかけ」がなされた場合の対応について検討を始めたが、いわゆる「働きかけ」という用語からは、県政の公正を害する「口利き」といった負のイメージが想起される。県行政の公正性や透明性を確保するためには、不正、不当な影響力を排除することに止まらず、むしろ積極的な意味で「提言・要望・意見等」を組織として受け止め、対応していく仕組みを整備することが重要であると考える。

(1) 行為主体

県行政に対しては、県民等から様々な「声」が寄せられるが、県の退職者のみならず、一定の公職にある者からの提言等は、県民の声を代表するものであったり、専門知識に裏打ちされたものであったりすることが多い、適切かつ慎重な対応が求められる。こうした提言等については、これまでも、積極的に受け止め、県政運営の参考としてこれられたところであるが、対応の仕組みは整備されておらず、個別の対

応にとどまっている。そのため、次のような一定の公職にある者等からの提言等について、組織として、適切かつ公正に対応できるよう、それを受けた場合の職員の行動指針を定めることが、適當と考える。

- ア 国会議員
- イ 地方公共団体の議会の議員
- ウ 地方公共団体の長、副知事及び副市町村長
- エ ア～ウの元職、秘書、親族、代理人及びア～ウを支援する政治団体の役員等
- オ 業界団体等各種団体の役員等
- カ 岡山県職員であった者

(2) 提言等の範囲

この取組における提言等の範囲は、上記の趣旨から、一定の公職にある者等から寄せられる職務に関してなされた提言、要望、意見、要求その他これらに類する行為とすべきである。

ただし、次に掲げるものについては、透明性が確保されるものであるため、対象から除いても差し支えないものと考える。

- ア 公式又は公開の場で行われたもの
- イ 照会又は資料請求

(3) 提言等への対応

提言等があった場合には、職員はその内容を書面に記録し、公文書として管理、保存するとともに、関係部所と情報の共有化を図ることとする統一的な事務処理手続を規定すべきである。この文書について、開示請求があった場合には、岡山県行政情報公開条例に基づいて対応することにより、透明性を確保することができるものと考える。

(別紙1：職員に対する提言等への対応に関する取扱要綱骨子案)

2 職員が再就職する場合の取扱いについて

次に、行政の公正さ、透明性を阻害するものとして、職員の企業等への再就職が指摘されている。

県の退職者は、専門性や在職中に培った事務処理能力を発揮することを期待され、請われて民間企業や県の関係団体等に再就職する者が少なくない。このような再就職先の企業や団体は、契約、許認可、補助金、行政指導等を通じて県との利害関係を有する場合があり、県への影響力がある者が、これら団体の役職者となり、県に対して営業活動等を行う

ことは、県民から疑惑の目を向けられる原因となることも考えられる。

しかし、県との雇用関係を離れた後においては、退職者の行為を制限することはもとより、県としてその実態を正確に把握することさえできていないという現状にある。

職業選択の自由が保障された現行法制下においては、県の退職者が企業等に再就職することを一方的に禁止することは困難であるため、再就職の存在は認めつつも、その透明性を高めることにより、県民からの信頼性を確保することが必要である。

(1) 再就職に係る届出

退職者の再就職についての透明性を確保するため、退職時に課長級以上の職にあった職員について、再就職先等を公表することとし、そのための情報を収集するため、退職後2年間、企業等に再就職する場合には、一定の内容を届出させることが望ましいと考える。

(2) 再就職状況の公表

公表する内容は、職員の氏名、退職時の役職、退職年月日、再就職先企業等の名称・役職及び再就職年月日とすることが適当である。

(3) 営業活動等の制限

県と再就職企業等との関係で、県民から疑惑を招くことがないよう、退職時における役職に応じて、次のとおり、退職職員に対し、県に対する営業活動等を行わないよう求めるとともに、再就職先企業等に対しても、協力要請を行うことが望ましいと考える。

ア 退職時に課長級以上の職にある職員

(ア) 退職前5年間に担当した職務と関連がある企業、団体等へ再就職した場合には、退職後2年間、県への営業活動等に従事しないこととする誓約書の提出を求める。

(イ) 県は、退職職員が営業活動に従事しないよう再就職先企業等に対して協力要請を行う。

イ 退職時に副参事級以下の職にある職員

県は、退職職員に対して、退職後2年間は県に対する営業活動等に従事しないよう要請する。

(別紙2：職員の再就職に関する取扱要綱骨子案)

職員に対する提言等への対応に関する取扱要綱骨子（案）

1 趣旨

考え方： 今回定めようとする内容は、住民の権利義務に関わるものではなく、職員の行動指針を定めるものであるため、要綱という形で定めることとする。

この要綱は、公共調達に関する分野のみならず、広く県行政全般にわたって、公正性、透明性の確保を図るという観点から定めることとし、行為主体や提言等ととらえる範囲の定義に当たっても、そした観点から、規定することとする。

県行政の公正さ、透明性を確保するため、県職員が、その職務に関して、提言等を受けた場合の対応等について必要な事項を定める。

2 行為主体

考え方： 県民等から様々な「声」が寄せられるが、とりわけ、一定の公職にある者からの提言等は、県民の声を代表するものであったり、専門知識に裏打ちされたものであったりすることが多いことから、重みを持って受けとめ、適かつ慎重な対応が必要なことから、一定の公職にある者等からの提言等について、それを受けた場合の取扱いを定めることとする。

次に掲げる一定の公職にある者等

- ア 国会議員
- イ 地方公共団体の議会の議員
- ウ 地方公共団体の長、副知事及び副市町村長
- エ ア～ウの元職、秘書、親族、代理人及びア～ウを支援する政治団体の役員等
- オ 業界団体等各種団体の役員等
- カ 岡山県職員であった者

3 提言等の範囲

考え方： 「働きかけ」という言葉は、県政の公正を害するいわゆる「口利き」といった負のイメージでとらえられるが、むしろ積極的な意味で、提言、要望、意見その他これらに類するものを受け止め、適切に対応する必要があることから、そした行為全般を対象とする。

職務に関してなされた提言、要望、意見、要求その他これらに類する行為ただし、次のものは除く。

- ア 公式又は公開の場で行われたもの
- イ 照会又は資料請求

4 提言等への対応

考え方： 提言等があった場合の透明性を確保するため、その内容を書面に記録し、公文書として管理、保存するとともに、関係部所と情報の共有化を図り、開示請求があった場合には、岡山県行政情報公開条例に基づいて対応する。

- (1) 提言等の内容を記録（別紙様式）
- (2) 所属長への報告
- (3) 関係部所との情報共有
- (4) 記録表を岡山県庁文書規程に基づき適正に管理し保存
- (5) 記録表は岡山県行政情報公開条例第2条第2項の公文書として開示請求の対象

(別紙様式)

対応記録表

相手方	住所			
	氏名			
	役職名等			
対応日時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分			
提言等の方法及び場所	方法 ① 口頭 ② 電話 ③ その他() 場所()			
応対者	所 属	職 名	氏 名	
提言等の内容				
対応状況				

職員の再就職に関する取扱要綱骨子（案）

1 趣旨

考え方： 県職員の再就職の状況について、県民から疑惑を招くことがないよう、その透明性を高めるため、再就職先企業等を公表することとする。一方、職業選択の自由、勤労の権利が憲法で保障されていることもあり、一定の内容を県へ届け出るとともに、県に対して営業活動等を行わないとの誓約書の提出を求めるにとどめ、再就職の制限は行わないこととする。

県職員の再就職について透明性を高め、より公正な県行政の執行を推進するため、職員が退職した後に企業、団体等に再就職する場合の取扱い等を定める。

2 再就職に係る届出

考え方： 再就職の状況について公表する情報を収集するため、再就職に当たって、一定の内容を県へ届け出ることとする。

退職時に課長級以上の職にある職員は、退職後2年間、企業等に再就職する場合には、企業の名称等を届け出ることとする（別紙様式）。

3 再就職状況の公表

考え方： 県職員の再就職についての透明性を高めるため、再就職先企業等を公表することとする。

再就職に関する届出を行った職員については、職員の氏名、退職時の役職、退職年月日、再就職先企業等の名称・役職及び再就職年月日を公表する。

4 営業活動等の制限（制限を受ける再就職＝退職前5年間に担当した職務と関連がある企業、団体等への再就職）

考え方： 県と再就職企業等との関係で、県民から疑惑を招くような行為がないよう、退職職員に対し、県に対する営業活動等を行わないよう求めるとともに、再就職先企業に対しても、協力要請を行うこととする。

（1）退職時に課長級以上の職にある職員

ア 退職後2年間、県への営業活動等に従事しないこととする誓約書（別紙様式）の提出を求める。

イ 県は、退職職員が営業活動等に従事しないよう再就職先企業等に対して協力要請を行う。

（2）退職時に副参事級以下の職にある職員

県は、退職職員に対して、退職後2年間は県に対する営業活動等に従事しないよう要請する。

5 その他

施行後、一定の周知期間を確保し、平成19年度末の退職職員から適用する。

再就職に係る届出及び誓約書

平成 年 月 日

岡山県知事 石井 正弘 殿

所 属
職・氏名

(印)

私は、岡山県を退職して、次のとおり再就職する予定ですので、岡山県退職者の再就職に関する取扱要綱の規定に基づき届出をします。

また、再就職した後は、同要綱に規定する岡山県への営業活動等に従事しないことを誓います。

所 属	
役職名	
氏 名	
退 職 (予 定) 年 月 日	
再就職先企業、団体等の名称、住所及び役職名	
再 就 職 (予 定) 年 月 日	
利害関係の状況	(注) 退職前5年間において、再就職を予定している企業、団体等と、どの所属にいたとき、どのような利害関係にあったのかを記入してください。